

東燃ゼネラル石油株式会社「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年2月3日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、清水天然ガス発電所（仮称）建設計画環境影響評価方法書について、東燃ゼネラル石油株式会社に対し環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：静岡県静岡市清水区
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約170万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 1月27日
環境大臣意見受理	平成27年 4月10日
経済産業大臣意見発出	平成27年 4月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 8月24日
住民意見の概要等受理	平成27年10月23日
静岡県知事意見受理	平成28年 1月19日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 2月 3日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

東燃ゼネラル石油株式会社「清水天然ガス発電所（仮称）
建設計画環境影響評価方法書」に対する勧告内容

調査、予測及び評価手法について

1. 施設の稼働（排ガス）に伴う窒素酸化物については、より詳細な気象観測や大気質予測の検討を行うこと。
2. 施設の稼働（機械等の稼働）に伴う冷却塔白煙については、景観への影響などを含めた適切な調査、予測及び評価を行うこと。
3. 施設の稼働（排水）については、水質への影響のおそれが考えられる袖師船溜の沖の測定を行うことを検討すること。